

二つのデモクラティック・ピース論

永 田 尚 見*

はじめに

冷戦後の国際政治の理論として、民主国家間の平和を主張するデモクラティック・ピース (Democratic Peace) 論 (以下、DP 論と略す) が、脚光を浴びている。この理論は、リベラルな立場からだけでなく、リアリズムの立場からも広く支持されている¹。一体、この理論は、これまでの代表的な国際政治理論とどこが違うのであろうか。この問いに対する答えは、DP 論の理論的構成を検討し、かつ、この理論と従来の国際政治理論との関係を明らかにすることによって得られるであろう²。

これまでの日本の DP 論研究³についてみ

1. リアリズムの立場から民主国家間の平和を示唆ないし認めているものとして、田中明彦『新しい中世 21世紀の世界システム』日本経済新聞社、1996年、198頁、John H. Herz, "Political realism revisited," *International Studies Quarterly*, 25, 1981, p.191.
2. 実際に、民主国家間で戦争が起こる可能性が低いかな否かを検討することは、重要である。しかし、理論の立て方によって、実証方法が大きく異なってくる。DP 論の理論的構成を明確にすることは、この理論の実証研究にとって不可欠なものと思われる。
3. 日本の DP 論研究について以下のものがあげられる。DP 論の紹介ないし言及しているものとして、山本吉宣『国際的相互依存論』東京大学出版会、1989年、45-8頁、猪口邦子「冷戦後の国際システムの特質と日本外交—理論研究に基づく考察」『国際問題』第420号、1995年3月、25-6頁、猪口孝「世界秩序と戦争」山之内靖他編『グローバル・ネットワーク』岩波書店、1994年、268-9頁、大芝亮「冷戦後の国際関係と民主主義—「民主化支援」についての考察—」日本国際政治学会編『国際政治』第106号、「システム変動期の国際協調」、1994年5月、138-9頁、問題点を全体的に整理したものとして、山田敦「民主主義と平和の理論—デモクラティック・ピース論争について—」『一橋研究』第21巻第4号、1997年、仲野勇「「現代の平和」とデモクラティック・ピース論の位相」太田一男編『国家を越える視角』法律文化社、1997年。DP 論にイデオロギー的批判を加えたものとして、土佐弘之「知的植民地主義としてのデモクラティック・ピース論—「馴致、同化の理論」から「異化、共生の理論」へ—」『平和研究』第22号、1997年、43-55頁、国内体制・制度分析から DP 論を検討したものとして、石田淳「国内政治体制と国際紛争」『平和研究』第22号、1997年、35-43頁。

* 神戸大学大学院国際協力研究科学生

ると、とりわけ、山田敦は、DP 論研究の今後の方向として、理論を精緻化し、理論の幅を広げ、さらに、他の国際政治理論との連係を強めることを主張する。土佐弘之は、DP 論に徹底的なイデオロギー的批判を加えている。石田敦は、DP 論を国内体制・制度から分析して、この理論の盲点を突いている。この三者の研究は、DP 論研究の発展に欠かすことができないものである。本論文は、DP 論を国際政治理論の中に位置づけて、DP 論の意義と問題点を検討する一試論である。

DP 論には、大きく分けて、理論的根拠の異なる二つの説がある。そのうち、最近、注目されているのが、民主主義に基礎をおく B・ラセット (Bruce M. Russett) の議論⁴であり、もう一つは、自由主義を根拠とする M・ドイル (Michael W. Doyle) の議論⁵であ

4. ラセットに関して、Bruce Russett, *Grasping the Democratic Peace Principles for a Post-Cold War World*, Princeton: Princeton University Press, 1993. (ブルース・ラセット、鴨武彦訳『パクス・デモクラティア 冷戦後世界への原理』東京大学出版会、1996年)

5. ドイルに関して、Michael Doyle, "Kant, liberal legacies, and foreign affairs," in Brown et.al., eds., *Debating the Democratic Peace*, Cambridge, Mass.: MIT Press, 1996, この論文は、1983年の冷戦中に書かれたものである。このように、DP 論自体は、冷戦後になって論じられたわけではない。ドイルは、その後も、DP 論について次の二つの論文を出している。Michael Doyle, "Liberalism and World Politics," *American Political Science Review*, Vol. 80, No. 4, December, 1986, pp.1151-69, Michael Doyle, "The Voice of the People: Political Theorists on the International Implications of Democracy," in Geir Lundestad, ed., *The Fall of Great Powers: Peace, Stability and Legitimacy*, London: Scandinavian University Press/Oxford University Press, 1994, pp. 283-310. この三つの論文の基本的主張に変化はないが、後の二つの論文では、カントの思想について、規範的發展と政治的發展を区別している。

る。このように、各説は、民主主義、または自由主義というリベラルな理論にもとづいている。しかし、実際には、リベラルな理論にも様々な立場があり、各説もその理論の中の特定の立場によっている。すなわち、ラセットの見解では、民主主義の制度的側面が有する国内的、および国際的意味が重視されている。他方で、ドイルは、カント (Immanuel Kant) の思想を基礎にして理論を構築しているが、その立場は、国家および個人を重視する自由主義である。それは、カントの自然法を重視する自由主義とも、また、アダム・スミス (Adam Smith) の個人を重視する自由主義とも異なるものである。本論では、各説の立場を詳細に検討して、両説の理論的構成の違いを明示したい。

次に、この二つの見解をリアリズムの理論との関係で捉えるつもりである。この理論には、国家を中心とするモーゲンソー (Hans J. Morgenthau) から、システムを強調するウォルツ (Kenneth Waltz) やギルピン (Robert Gilpin)、さらには、システム論を修正して、アクターの能力に配慮するコヘイン (Robert Keohane) の理論がある。本論では、国家というアクターを中心とする点で、ラセット説が、リベラルな理論であるが、モーゲンソーやコヘインと関連することを明確にしたい。

さらに、リベラルな理論から派生したものとして、統合論との関係を検討する。この立場にも、ミトラニー (David Mitrany) のように、国家および国際機構が個人のニーズ

を充足する機能に注目する機能主義と、ハース (Ernst B. Haas) のように、地域統合、および国際機構の自立性に重きをおく新機能主義とがある。本論では、アクターに個人、国家を考慮している点で、ドイル説がミトラニーと関連があることを明らかにしたい。

DP 論と各理論を関連づけるためには、共通の視点が必要になる。ラセット説は、理論自体が曖昧なため、多分に解釈の余地を残している。この説に比較の基準を求めることは困難である。本論では、ドイル説のカントについての分析方法を参考にして、主体の性質という観点から、可能な限り国際関係 (特に平和) を説明していくことにする。もっとも、ドイルの分析は、DP 論を説明することを目的にしているので、具体的かつ叙述的である。そこで、彼の分析結果を整理して、主体の性質を、三類型 (「利己・合理」「解釈・調和」「情緒・超越」) にまとめて、これらの性質から派生する二つの性質 (「統合」「執行・設定」) を付加して、DP 論 (カントの思想を踏まえたドイル自身の議論とラセットの議論) と国際政治理論を検討する⁶。

以上をもとにして、次のように議論をすすめていく。第一章で、二つの DP 論の内容、検証、政策を概説し、さらに、各論点に対する批判を紹介する。とりわけ、理論的根拠として、ラセットが、民主的制度と平和的解決

規範を取り上げ、ドイルが、カントの三つの確定条項 (共和制、平和連合、世界市民法) に注目しているところが重要である。第二章では、ドイルとラセットの理論的構成の違いを明らかにする。まず、カントの確定条項の形成・適用過程について、ドイルの解釈を紹介し、かつ、この解釈の批判的検討とスミス説との比較を通して、ドイル自身の立場を明確にする。この分析結果にもとづいて、主体の性質を類型化することによって、ラセットの平和的解決規範の形成・適用過程を考察する。第三章では、この類型を用いて、リアリズムの理論および統合論を分析し、各理論にもとづく平和論を組立て、各 DP 論との関係を明らかにする。最後に、各 DP 論の理論的構成を整理し、その問題点を指摘し、各説と国際政治理論との関連をまとめる。その際、国際政治理論の学説を使って、DP 論の欠陥をどのように補えるかを考察する。

I. 二つのデモクラティック・ピース論

ラセットは、民主国家間では戦争の起こる可能性は低い、という説を展開する。ここでの「戦争」は、「戦死者1000人以上」の「主権国家間の暴力」であり、「植民地」戦争および内戦は除外される。「民主制」の要件は、(1) 市民への普通選挙権の保障、(2) 競争選挙による政権の獲得、(3) 民主的統制下にある統治行政、(4) 政治的安定である。この定義には、通常の民主主義にみられる、市民的自由と経済的自由の保障は除外されて、代わりに政治的安定性の要件が追加されている。

6. もっとも、過度の抽象・一般化は、現実を無視する危険がある。しかし、複雑な国際政治理論を、横断的に分析し、さらに、DP 論との関係を考察するためには、多少とも抽象・一般化がなされてもやむを得ないと思われる。

この基準によって、ラセットは、1815年以後、「民主制」国家間の戦争を明白に指摘することはできない、と断言する。また、20世紀になると、危機の際に、駆け引きとして武力行使の威嚇が用いられることもまれになり、たとえ威嚇がなされても戦争段階に発展することとはなかった、という⁷。

ドイルは、自由主義国家間（「民主制」国家間でなくて）では、戦争の起こる可能性が低く、非自由主義国家に対しては、自由主義国家が戦争する可能性は高い、と論じる。戦争の定義は、ラセットのものと変わらない。「自由主義国家」の要件も、多くの点で、ラセットの「民主制」と共通する。しかし、ドイルの定義には、政治的安定性の代わりに市民的自由と市場経済の保障が含まれている。ドイルの定義は、一般的な自由民主主義の要件に当てはまるであろう。この基準にもとづいて、ドイルも、過去200年間に、自由主義国家間の戦争はなかった、と主張する。さらに、彼は、第二次世界大戦で自由主義国家が結束した事実に着目して、自由主義国家からなる平和連合が確立されたとみる⁸。

ラセットによると、「民主制」国家間の平和は、「民主制」自体の性質に起因する。すなわち、(1)「民主制」の文化・規範が戦争を抑制する。「民主制」国家の内部において、政策決定者は、平和的に紛争を解決しようとする。このため、「民主制」国家間においても、彼らは、このような規範に従うことを期

待するからである。(2)「民主制」の構造・制度が、戦争を抑制する。「民主制」国家の内部では、抑制均衡、権力分立、公開制によって、指導者は、戦争の決定に時間を要する。このため、他の「民主制」国家の指導者は、紛争に際して、平和的な解決手段をとる時間的余裕があると期待するからである⁹。いずれの場合でも、政策決定者、または、指導者が、相手国を「民主制」国家と認識していることが要件となる¹⁰。

ドイルは、カントの「永遠平和のために」をもとにして、自由主義国家間の平和の原因を自由主義に求める。カントによれば、次の三つの確定条項によって、平和が導かれる。第一は、共和制の確立である。これは、道義的自立、個人主義、ならびに社会秩序の三者の関係を調和させる政治社会である。共和制は、権力分立の代表政府を基礎にした、法的自由、すなわち、市民としての法的平等を保障する。道義的自立した個人は、この代表制によって政治参加を実現する。第二は、平和連合の形成である。これは、戦争を避け、漸進的に拡大していく共和制間の契約である。この契約は、一つの戦争を終わらせる単一の平和条約でも、世界政府や多国間の政府を築く契約でもない。カントは、この契約を執行する組織の構想を具体的に提示していない。

9. 民主国家が、平和的解決の尊重を利益としていなければ、彼らが、平和的解決の時間的余裕があると期待することはあり得ないのではないか。この意味で、民主国家の構造・制度は二次的原因と考えられる。

10. Russett, *op. cit.*, p.11, p.35, p.40, p.104, pp.129-31.

7. Russett, *op. cit.*, p.11, pp.12-24.

8. Doyle, "Kant, liberal legacies, and foreign affairs," pp.9-10, pp.12-4, p.31.

ドイルは、カントは制度を必要と考えておらず、相互不可侵条約か、集団安全保障条約を考えていたと推測する。第三は、世界市民法の確立である。これは、平和連合と共に機能して、世界市民としての訪問の権利を保障する。その結果、私人間の交流（商業活動）が発展して、相互依存による国家間の協調に貢献する。以上から、ドイルは、カントの共和制と自由主義国家を同視して、自由主義国家間では、戦争が抑制される、と主張する¹¹。しかし、ドイルは、ラセットと異なって、相手国が自由主義国家であるという認識については明記していない。ドイルは、カントも危惧していたように、自由主義国家が、非自由主義国家に対して、聖戦・干渉をおこなう傾向が強い、と指摘する。さらに、彼は、自由主義の弱点として、平和連合内で、自由主義国家の協力が消極的になりやすいこと、および、富の公平な配分に対して、道義的根拠が不明確なことを上げている¹²。

ラセットは、上記の理論を検証するために、古代ギリシャ、非産業社会、ならびに第二次世界大戦後の世界を取り上げて、後の二つの事例については、多変量解析を用いて分析し、その際、民主的規範の独立変数を政治的安定性で捉えている。分析の結果、第一と第二の事例では、民主的制度が整っていないとしても、規範的な制約は働いていることを明らかにし

た。また、第三の事例についても、戦争と「民主制」、特にその規範的制約との相関関係が最も高かったことを証明している¹³。なお、ドイルは、理論の検証をおこなっていない。

ラセットは、米国は軍事介入を慎むべきであるが、世界平和に対して様々な国際協力をおこなうべきであるという。その協力とは、民主的制度とその規範の強化である。具体的には、次のような政策を提案する。(1)「民主制」の促進に向けた援助。例えば、経済危機の陥っている民主政府の援助、民主的改革を条件づけた援助、人権侵害を理由とする援助の中止、等。(2) ナショナリズム（民族自決）に対する配慮。特に、多民族国家では、少数派の権利を尊重した民主的規範と制度を工夫すること。(3) 平和のイメージと「民主制」の関係強化。すなわち、平和の説明として、民主的規範を頻繁に用いること。(4) ボトム・アップによる安定した国際社会の構築である¹⁴。

ドイルもまた、西側諸国は、非自由主義国家に対する聖戦と干渉を避けて、現実的対話を促進し、自由主義一般原則にもとづく協力を、自由主義国家だけでなく、非自由主義国家に対しても、おこなうべきであるとする。これは、自由主義原則の現実的修正である。その協力とは、主として、世界市場経済の維持・促進である。具体的には、(1) BHN (Basic Human Needs)、市場の拡大、あるいは民主的参加を保障しようとする第三世界

11. Doyle, "Kant, liberal legacies, and foreign affairs," p.10, pp.20-4, pp.26-7, Doyle, "Liberalism and World Politics," pp.1157-8.

12. Doyle, "Kant, liberal legacies, and foreign affairs," pp.30-31.

13. Russett, *op. cit.*, p.61, pp.80-2, p.86, p.92, p.114.

14. *Ibid.*, pp.133-4, pp.136-7.

への援助。(2) 第三世界の経済成長を目的とする相互に有益な政策。(3) 経済的相互依存の管理。(4) 平和連合の維持である¹⁵。

このようなDP論に対して、各論点ごとに様々な批判が出されている¹⁶。民主制と平和の関関係について、スピロ (David E. Spiro) は、「民主制」「自由主義国家」「戦争」の定義は、民主国家間の平和を導くために、都合よく選択されている、と指摘する。レイン (Christopher Layne) は、戦争自体の数が少ない状況下、民主国家間の戦争の可能性が低いといっても、統計上意味があるのか、という問いを出している。理論的根拠に関しては、ファーバー (Henry S. Farber) とゴワ (Joanne Gowa) が、平和的解決の規範と、国家が戦争を回避する利益とは区別できないとして、民主国家間でなくても平和が成立する可能性があるとして主張する。オレン (Ido Oren) によれば、相手国が民主国家かどうかは、「民主制」の解釈しだいであると批判されている。理論の検証に対して、認識の有無が証明されていない、という不満があ

る¹⁷。政策では、レインから、平和のためには、民主制の普及や自由主義原理にもとづく国際協力などを止めて、現実主義政策を推進するべきである、という意見がきかれる。次章では、特に理論的根拠についての批判の妥当性を検討する。

II. 二つのデモクラティック・ピース論の内 在論理

ドイルが、DPの理論的根拠をカントの三つの確定条項に求めて、ラセットが、それを「民主制」の平和的解決の規範にしていることは、上述したとおりである。では、これらの確定条項、または、平和的解決の規範はどのようにして形成されるのであろうか。ドイルの分析方法を参考にするので、カントの思想を踏まえたドイル自身の立場を明らかにしてから、ラセットの立場を解釈する。

1. 自由主義に根拠をおくDP論

ドイルは、まず、カントの基本的思想について次のように述べている。すなわち、一方で、我々が永遠平和にいたる行動方針をとるよう動機づけるのは、恐怖、力、および計算された利益である。しかし、他方で、政治的發展が、道義的態度の条件を軽くし、可能にする。このように、三つの確定条項は、政治的發展と道義的發展の両者から生じる¹⁸。

17. オーエンは、量的分析では認識の立証ができないとして、事例研究を使って、決定過程を分析している。

18. Doyle, "Liberalism and World Politics," p. 1159, これが、1983年の論文に新しく付加された点で、ドイルによるカントの思想の捉え方を明確にしたものといえる。

15. Doyle, *op. cit.*, pp. 49-53.

16. DP論に対する批判について以下のものがある。相関関係の有無について David E. Spiro, "The Insignificance of the Liberal Peace," in Brown et al., eds., *Debating the Democratic Peace*, p. 207, p. 214, Christopher Layne, "Kant or Cant: The Myth of the Democratic Peace," in *Ibid.*, p. 191, 理論的根拠について Henry S. Farber, Joanne Gowa, "Politics and Peace," in *Ibid.*, p. 242, pp. 261-2, Ido Oren, "The Subjectivity of the 'Democratic' Peace," in *Ibid.*, p. 267, 理論の検証について John M. Owen "How Liberalism Produces Democratic Peace," in *Ibid.*, p. 120, 政策について Layne, "Kant or Cant: The Myth of the Democratic Peace," in *Ibid.*, p. 201.

次に、三つの確定条項の起源についてみると、第一の起源は、政体の基本法 (constitution) である。「利己的社会性 (asocial sociability)」によって、人間は、一方では、社会的生産物の分配と支配の闘争に駆り立てられながら、他方では、社会を形成し、安全と物的幸福を享受する。しかし、人間の中には、あらゆる個人の道義的平等を認めて、他の個人を手段ではなく、目的と取り扱う人間もいる。このような利己的な人間と道義的な人間を一つの社会に共存させるために、共和制が形成される。共和制は、代表制と権力分立によって、利己的、侵略的な個人の野心を宥めるとともに、道義的な個人の政治参加を可能にする。共和制が、戦争を行うには、戦争のコストを負担する市民の合意が必要である。従って、共和制間の関係は、平和的である。

確定条項の第二の起源は、国際法である。異なる言語と宗教が発展するにつれて、「利己的社会性」によって生じた民族の分散が促進される。こうして、世界的専制を回避するのに必要な基本的条件として、分散した国々の世界が確立される。しかし、同時に、共和制が出現し、文化が発展すると、共和制間で、相互の権利が (外国人には訪問権) が尊重されるようになる。これが、共和制間の平和への道義的基盤となる。これに合わせて、公開制が、国内だけでなく、国際的にも重要な機能を果たす。すなわち、この制度は、国内では、政治が正義の原則および選挙民の利益にもとづいていることを保証する制度であるが、

国際的には、政治に対する市民の考え方を他国に効果的に伝達し、まさに共和制間の相互理解を保持、確立することに役立つ。こうして、共和制は、他の共和制も市民の合意にもとづいているので、これは正しく、協調に値するものと推定する。以上から、平和連合が形成される。なお、共和制は、非共和制が市民の合意にもとづいていないので、これは正しくないと推定し、非共和制に対して敵対的になる。

確定条項の第三の起源は、世界市民法が、道義的義務に対して物的動機を付加することである。すなわち、訪問権の保障によって、「商業の精神」が共和制間に広まり、共和制は平和の促進と戦争の回避へと導かれる。ここで、ドイルは、次のように、自由主義経済理論を引用して、この起源を拡大解釈している。すなわち、世界市民法的関係は、協力的な国際分業と比較優位による自由貿易から生じる。各国の経済は、自給自足の経済よりも豊かになる。各国は、このような経済関係を破棄するような政策を避けるように動機づけられる。こうして、商業的相互依存が生じる。さらに、国際市場によって、生産と分配の困難な決定がおこなわれるので、国家は危機の解決に専念できる。商業的相互依存と政府官僚の交流が、相互協調に役立つ横断的な超国家関係を形成する¹⁹。

19. *Ibid.*, pp. 1159-62, Doyle, "Kant, liberal legacies, and foreign affairs," pp. 23-7, Doyle, "The Voice of the People: Political Theorists on the International Implications of Democracy," pp. 293-6.

このように、カントの思想を解釈したうえで、ドイルは、この結論を修正して、自由主義国家は、非自由主義国家に対して現実的な対話を促進すべきであり、平和連合を維持、拡大するためには、覇権国のリーダーシップが必要であると主張する。さらに、非自由主義国家との関係でも、商業的相互依存から生じる協調の可能性を肯定している。

しかし、このドイルによるカントの解釈は、二つの点で疑問である。すなわち、第一に、ドイルは、政治的發展（国内の均衡抑制、国家間の勢力均衡、経済的相互依存）と道義的發展から確定条項が生じるとする。そこで、共和制間では、勢力均衡を前提にして、相互の権利（外国人には訪問権）が尊重され、平和連合が形成される。従って、共和制、平和連合、訪問権は道義的なものであるという。しかし、カントは「よい国家体制からはじめて国民のよい道徳的形成が期待される」とする²⁰。また、訪問権について、主体を「外国」としているだけで「共和国」とは限定していない²¹。共和制間で相互の権利が尊重されるから、訪問権が確立されるわけではない。カントは、主として、政治的發展から3つの確定条項が生じて、この状況のもとで、人間と国家が道義的發展を遂げると捉えているように推察される。もっとも、カントは、道義的存在として共和制が平和連合の核となって、平和連合を拡大する可能性を否定していない

が、それは、あくまで「幸運にも」の場合なのである²²。このように解釈すると、共和制および平和連合は、必ずしも道義的存在とはいえないし、非共和制との間でも、訪問権が確立されて、経済的相互依存による協調の可能性がある、と思われる。

たとえ、共和制が道義的存在であるとして、第二に、ドイルは、共和制は、非共和制が市民を代表していないので、正しくないといなし、非共和制に対する聖戦・干渉を正当化するという。しかし、カントによると、道義的人間は、実践の中で、理性によって、自然法の一部である普遍的義務を認識する。こうして、人間は、自己以外のすべての権威を否定して、自律を獲得する²³。このように解釈すると、聖戦・干渉は、決して普遍的な義務ではなく、その行為には、しばしば人間を目的でなく手段として扱う恐れがある。カントは、予備条項で、他の国家の体制や統治に対する暴力による干渉を明確に否定しており²⁴、植民地政策に対しても、批判的である²⁵。また、カントの道義的義務の認識は、理性によるものであって、義務感を生じさせる感情は捨象

22. 同前書、43頁、これは、多分にフランス革命に影響を受けたものであろう。

23. Alasdair MacIntyre, *A Short History of Ethics*, London: Routledge, 1995, pp.192-5. John Dunn, *Western Political Theory in the Face of the Future*, Canto edition, Cambridge: Cambridge University Press, 1993, pp.45-6. Thomas Donaldson, "Kant's Global Rationalism," in Terry Nardin, David R. Mapel eds. *Tradition of International Ethics*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.137-9.

24. カント、前掲書、19頁。

25. 同前書、49頁。

20. カント、宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波文庫、岩波書店、1995年、68頁、88頁。

21. 同前書、47頁。

される²⁶。しかし、ドイルのいう聖戦・干渉は、現実には、自由主義国家の人々の理性だけではなく感情も大きく関係している。このように、ドイルの道義とカントの道義は相異なるものである²⁷。

カントの自由主義は、いわば法を中心とする自由主義といえるであろう。ドイルの場合、個人の義務の際に生じる感情の働きと関連しているのも、アダム・スミス (Adam Smith) の道義に似ていると思われる²⁸。しかし、スミスは、個人、特に他人または自己の良心を道義の基準にしているのに対して、ドイルは、法的自由・平等をその基準にしているのも、スミスの自由主義は、個人を中心とする自由主義であり、ドイルの自由主義は個人および国家を中心とする自由主義といえるかもしれない²⁹。次節では、ドイルの分析

方法を検討して、ドイルの自由主義にもとづく平和論を明確にする。

2. ドイルの分析方法についての考察

ドイルは、人間、国家、国際関係の性質という観点から、カントの自由国際主義 (liberal internationalism) を分析している。すなわち、カントの人間は、様々な目標もち、個性的、合理的であるだけでなく、あらゆる個人の道義的平等を認めて、他の個人を手段ではなく目的として扱うことができる。カントの共和制は、権力分立を基礎にして、人間が道義的か否かをとわず、人間に法の下での平等を保障する。共和制間では、国家は、道義的に平等な外国の個人を代表しているのも、国際的権利が認められる。この関係では、共和制は、平和的である。しかし、非共和制との関係では、個人を代表していないので、戦争状態である³⁰。

しかし、この方法は、DP 論を説明することが目的であるから、その説明も具体的かつ叙述的である。しかし、国際政治理論全般を

26. 同前書、109頁、MacIntyer, *op. cit.*, p.192, p.195.

27. ドイルが、カントの自由主義にもとづく平和論をこのように解釈したのは、カントの自由主義思想で現実を説明しようとしたからであると推察される。カントの自由主義は、自然法を道義の基準にしている。しかし、その法は抽象的であり、社会的状況との関連性が薄い。従って、この議論によって現実を説明するとき、特定の立場を正当化しやすい。ドイルは、基本的に現代の自由主義国家を肯定する立場から今日の世界を説明するために、カントを用いて、その法を自由主義国家の保障する法的自由・平等と解釈したのである。

28. アダム・スミス、米林富男訳、『道徳情操論(上)』未来社、1992年、57頁。スミスが道徳に情緒が必要であると指摘したのは、卓見である。

29. これは、個人の自律と社会秩序をどのように調和するかの問題でもある。その方法をドイルは、国家および個人に、スミスは、個人に、後述するラセットは、集団の共存に求めているといえる。この点について、ジョン・ダンは、モンテスキューやトクヴィルの多元主義、個人主義的無政府主義、J・S・ミルの国家を個人の発展の場と捉える方向を示している。Dunn, *op. cit.*, pp.49-55.

30. Michael Doyle, "Liberalism and World Politics," p.1162. また、Michael Doyle, "The Voice of the People: Political Theorists on the International Implications of Democracy," の中でも、ドイルは、同じ枠組みを使って、ツキディデスの民主的帝国主義、ルソーの民主的孤立主義、カントの自由国際主義、シュンペーターの民主的平和主義を比較検討している。これによると、シュンペーターの人間は、合理的、個性的、民主的、ならびに、同質である。彼らの利益は平和な貿易にあるので、人間も国家も平和的である。マキャベリの人間は、多様な目標をもち、不平等である。彼らは、支配することを求め、支配されることを恐れる。エリートの支配を拡大し、あるいは、国家の政治的崩壊を避けるため、国家は帝国主義的に拡大する。

考察するためには、主体の性質の類型を抽出する必要がある。そこで、ドイルの分析結果を整理して、類型化を試みることにする。

ドイルの分析で用いられている主体は、個人、国家である。しかし、ここでは、集団と国際機構を付加したい。後でみるとおり、ラセット説では、個人よりも集団が重要な役割を果たしていると思われるからである。さらに、統合論との関係を見る上で、国際機構という主体は不可欠である。

ドイルによると、個人は、個性的、合理的、道義的である。しかし、彼は、各性質を明確に定義していない。そこで、本論では、ドイルの議論を発展させて、次のように、「利己・合理的」、「情緒・超越」的、「解釈・調和」的という類型をおき、特に国家、および国際機構については、「統合」的、「執行・設定」的という類型を付加することにする。また、状況については、「システムの構造」をおくことにする。

「利己・合理的」とは、自己の目的を損得勘定にもとづいて追求することである³¹。これは、ドイル説の利己の性質と合理的性質を合わせたものである。「情緒・超越」的とは、

自己の立場を超越して、自己の属している社会の目的を情緒的に追求することをいう。これは、ドイルの道義的性質のメカニズムをあらわしたものである。このように定義することで、後述するナショナリズムの現象と関連させることができる。ひいては、国際政治において、道義とは何かを改めて問うことができると思われる。この定義は、村上泰亮の人間の認識構造の一つである「超越的思考」と類似したものであろう³²。しかし、ここで、超越的とのみ称しないのは、この性質の原動力である、人間の情緒的側面を看過したくないからである。もっとも、国家、集団については、もっぱら超越的側面が問題となるであろう。「解釈・調和」的とは、解釈によって自己の目的と他者の目的を調和させることである。ドイルは、この性質を明示していないが、自由主義国家が、他の自由主義国家の政治的独立を承認することは、国家の目的に対する一つの解釈のあらわれである。これは、村上泰亮のもう一つの認識構造である「解釈的思考」³³、あるいは、藤原保信のいう「自己解釈的で物語的存在」³⁴と類似したものであろう

31. 合理性の違いについて、A. ギャンブル、初瀬龍平・萬田悦生訳『政治思想の原点—自由主義・民主主義・社会主義』三嶺書房、1992年、24頁、「(利己・)合理的」とは、目的を達成するために手段を選択することである。この著者の説にしたがうと、この合理性は、技術的な合理性のことである。また、目的に対して絶えず手段をあわせることが、近代西欧文化の最も際だった特色である。これに対して、目的の合理性がある。この二つの合理性は、かつて、密接に結びついていたが、次第に切り離されるようになったという。モーゲンソーの新たな合理性とは、目的の合理性の復活を主張するものかもしれない。

32. 村上泰亮、『反古典の政治経済学(上)』中央公論社、1994年、45頁、この著者によると、「情緒・超越」的性質は、原理・原則に固執した融通性のないものとされる。確かに、国家という主体を通じて、この性質が具現されると極端な結果を導きやすい。従って、この著者は、「解釈・調和」的性質を重視する。しかし、「情緒・超越」的性質は、個人にとって重要なものであり、個人が具体的に政治に参加する上で欠くことのできないものと思われる。重要なことは、どのような主体・内容・程度で、両性質が具現されるかを見きわめることである。この著者は、主体として国家を念頭においているようである。

33. 同前書、45頁。

34. 藤原保信、『自由主義の再検討』岩波新書、岩波書店、1996年、172頁。

う。ここで、調和的とのみ称しないのは、後述する「システムの構造」によって目的が調整される場合と区別して、あくまで主体が自己の思考過程を通じて目的を調整する場合を強調したいからである。「統合」的とは、個人、集団、または、国家の目的を一つの目的にまとめることである。統合には、個人、集団、または国家を「情緒・超越」的に統合する場合と「解釈・調和」的に統合する場合がある。ドイル説では、国家は、前者の統合をおこなっている。「執行・設定」的とは、個人、集団、または国家に情報収集と交渉の場を設定したり、このような主体の目的を執行することである。「システムの構造」とは、主体の思考過程を通さずに、主体の「利己・合理」的な目的を特定して、一つの目的に導くものである。このように定義することで、システム的アプローチを理解することができる。これは、また、ドイル、および、カントの「利己的社会性」にあたるものである³⁵。

この分析枠組によって、ドイル説をまとめると、次のようになる。ドイルによると、「システムの構造」の中で、個人は、生存を

確保しようとする。しかし、個人の中には、「情緒・超越」的に自由・平等を尊重する者があらわれる。そこで、国家は、社会を維持するために、法的自由・平等を保障して、個人を「情緒・超越」的に「統合」する。自由主義国家は、法的自由・平等を保障する国家は、正しいとみなす。こうして、自由主義国家間に、平和連合が成立する。他方、自由主義国家は、法的自由・平等を保障しない国家は正しくないとなし、非自由主義国家に対して敵対的になる。しかし、ドイルによると、自由主義国家が、非自由主義国家と現実的に対話することが、国益ひいては自由主義国家の将来に資すると「解釈」すると、この国は聖戦を控えて、自由主義原則にもとづいて国際協力ができるという。ここでの国際機構は、自由主義国家の意志を「執行」したり、自由主義国家と非自由主義国家の対話の場を「設定」する制度という意味を与えるものとなる³⁶。

35. 人間が社会生活を維持するうえで、多少とも目的の一致が必要である。そのために、人間は、「情緒・超越」的と「解釈・調和」的という性質で、「利己的・合理」的な目的を調整するか、あるいは、「システムの構造」によって、その目的を調整しようとする。このような調整によって、社会生活が維持されるときには、その調整の結果を執行する主体（国家、国際機構）があらわれる。その調整が不十分な場合には、新たに統合する主体があらわれる。しかし、「情緒・超越」的と「解釈・調和」的という性質によって、「利己・合理」的な目的を、どの程度調整できるかは、「情緒・超越」的に追求する目的、または「解釈・調和」的に得られる目的の内容によって決まるものと思われる。

36. これに対して、カント説では、「システムの構造」の中で、国内の抑制・均衡、国家間の勢力均衡、経済的相互依存が生じる。この状況において、個人は、理性によって、自己を「超越」して、共和制における法的義務を認識する。共和制もまた、自己を「超越」して、平和連合内の法的義務を認識する。体制の種類を問わず、個人間では、訪問権に対する義務を認識する。スミス説では、個人は、「情緒」的に、他人に共感し、良心に問いかける。このような個人が、利益を追求しても、内外を問わず、自然な利益の調和が得られる。

3. 「民主制」に根拠をおく DP 論

この分析枠組をもとに、ラセット説について検討する。ラセットによると、一国の対外政策は、国民の基本的な価値観とイメージにもとづいており、国民が他国に対して抱くイメージは、他国の政治・文化が自国の政治・文化に類似しているかによって決定される³⁷。しかし、ラセットは、平和的解決の規範の形成過程について説明していない。ラセットの国民の価値観は、どのようにして形成されるのであろうか。彼が紛争の平和的解決規範と民主的制度に着目していることから、次のように解釈する。

個人は、自己の利益を充足するために、多種多様な集団に参加し、集団間を移動する。その結果、個人は「情緒・超越」的に集団の共存を尊重するようになる。個人は、集団の共存のためには、紛争の平和的解決が必要であると「解釈」する。国家は、民主的制度によって集団の平和的解決の場を「設定」し、その決定を「執行」するものである。

国際関係では、「民主制」国家は、集団の共存のためには、平和的解決が可能なかぎり、相手国とも同じ解決が必要であると「解釈」する。こうして、国民の基本的価値観が外交政策に影響を与える。

では、「民主制」国家が平和的解決の可能性があると「解釈」する基準は何か。ラセットは、相手国も「民主制」国家であるという認識が必要という。その意味するところは、判断の省力化である。実際に、国家は、平和的解決の可能性を判断するにあたって、国家

間の特定の事情、例えば、過去の外交関係や経済関係、ならびに国内政治、国際状況等を考慮しなければならない。しかし、このような複雑な事情をすべて斟酌して、総合的に判断することは時間とコストを要する。そこで、「民主制」国家は、平和的解決と「民主制」国家を結びつけて解釈するのである。その解釈の仕方には次の三つが考えられる。第一は、国内での「民主制」国家の性質を利用する解釈である。「民主制」国家では、権力分立、代表制、公開制によって、指導者が戦争の決定に時間を要する。そこで、「民主制」国家は、紛争の際に平和的解決の手段をとる可能性があると期待する。第二は、国内での「民主制」国家のイメージを利用する解釈である。「民主制」国家の各集団は、その制度を利用して国内の平和的解決をはかっている。そこで、「民主制」国家は、相手の「民主制」国家も平和的解決を志向していると期待する。こうして、国民が他国に対して抱くイメージは、他国の政治・文化が自国の政治・文化に類似しているかによって決定される。しかし、この解釈は、自己の都合のよい「民主制」国家と平和的解決をすることになりやすい。これに対して、第三に、国際関係における「民主制」国家の共通のイメージないし評判を利用する解釈がある。例えば、民主国家の内部では、公開制は、各集団の利害が平和的に調整されることを保証する制度である。しかし、国際関係では、この制度は、各集団の利害が平和的に調整されることを諸外国に示すのに役立つ。こうして、ある程度、客観的なイメー

37. Russett, *op. cit.*, p.104, pp.129-31.

しないし評判が、「民主制」国家間に定着し、平和的解決が慣行として尊重される。ラセットは、第三の「民主制」の解釈について明確に述べていない。しかし、彼が、「民主制」の定義や民主的規範の変数に、政治的安定性を含めていることから、この解釈を認めているものと推測される。彼が、民主的規範を説明原理に頻繁に用いることを、政策として重視するのも、「民主制」国家のイメージをよくしたいためであろう。なお、ドイルが、このような相互認識に言及しないのは、ラセットと違って、その論理構成上、相互認識に特別な意味をもたせる必要がないからである。

ラセットは、非「民主制」国家に対する関係について、理論上、何も説明していない。しかし、彼の論理からすれば、不信感にもとづく勢力の均衡を考えたとしても、ドイルのいう剥きだし敵意にもとづく聖戦・干渉は念頭にないと思われる。ここでの国際機構は、集団が民主国家の国際的イメージや評判を獲得したり、勢力均衡を確保するための場を「設定」する制度となる。

ドイル説とラセット説を比較すると、ドイル説では、平和の根拠は、平和連合である。主体は、個人および自由主義国家である。個人は、抑制・均衡のもとで、法的自由・平等の保障を目的として、国家によって、「情緒・超越」的に「統合」される。自由主義国家間では、勢力均衡のもとで、相互の権利が尊重され、平和連合が形成される。ラセット説では、平和の根拠は、平和的解決規範と民主的制度である。主体は、個人ではなく集団と制度的側面を重視した「民主制」国家である。集団は、国家の権力にたよ

らず、自己の利益を「解釈」して紛争を平和的に解決する。国家は、「統合」機能を有さず、平和的解決の場を「設定」したり、集団の意志を「執行」する場である。国際関係においては、「民主制」国家の「民主制」の解釈に相手国が該当すれば、紛争を平和的に解決しようとする。このように、ドイル説では、平和的解決の基準が明確であるのに対して、ラセット説では、その基準が、現実に合わせて柔軟に対応しようといえそうである（第1表）。

Ⅲ. 国際政治理論からみたデモクラティック・ピース論

政治的現実主義から H. J. モーゲンソー (Hans J. Morgenthau)、新現実主義から構造論の K. ウォルツ (Kenneth Waltz)、覇権安定論の R. ギルピン (Robert Gilpin)、レジーム論の R. コヘイン (Robert O. Keohane)、統合論から機能主義の D. ミトラニー (David Mitrany)、新機能主義の E. ハース (Ernst B. Haas) を取り上げて、国際政治理論とラセット説、ドイル説との関連を明らかにしたい (第2表)。

1. モーゲンソー³⁸ (政治的現実主義)

38. Hans J. Morgenthau, *Scientific Man Vs. Power Politics*, Midway reprint, Chicago: The University of Chicago Press, 1974, Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations*, Fourth Edition, New York: Alfred A. Knopf, 1967, 日本でのモーゲンソーに関連した研究について、高柳先男「H. J. モーゲンソーの国際政治理論—国際政治への〈現実主義〉的アプローチの一類型」『法学新報』第76巻、3・4・5合併号、1969年、大島英樹「現実主義—「モーゲンソーとの対話」を中心に」有賀貞他編『講座国際政治1—国際政治の理論』東京大学出版会、1991年、171-207頁、初瀬龍平「H. J. モーゲンソー理論の再評価」初瀬龍平著『国際政治学—理論の射程』同文館、1993年、43-72頁。

モーゲンソーによると、個人は、パワーを追求する。パワーとは、他者に対する自己の支配領域を維持、拡大、顕示することである。理性は、様々な方向を照らすだけで、この活動を一定の目的に導くことはできない³⁹。また、政治の世界においては、感情も、この活動を十分に規制することができない⁴⁰。しかし、個人は、新たな社会的経験に遭遇して、この活動を解釈して調整し、感情によって活動を変化させる⁴¹。とはいえ、因果関係が錯綜する現実の世界では、人間にとって、悪をおこなうことは不可避である。そこで、彼は、新しい合理性が必要であるという。それは、人間のこの悲劇的性質を認識して、より少ない悪を選択することである。その結果、道義が強いところでは、これに十分に配慮し、弱いところでは、対立する利益を調和させるか、あるいは、それが不可能なところでは、対立する利益の均衡をはかることである⁴²。つまり、それは、パワーの均衡を保りつつも、「解釈・調和」的性質と「情緒・超越」的性質を適度に働かせることである。

彼は、このような個人の観点から、次のよ

うに現実を分析する。国内では、個人は、パワーと追求するが、そのうち、他者と均衡をはかりながら、多数の集団に重複して属ようになる。集団間の利害関係が複雑になると、個人は、「情緒・超越」的に集団の共存を尊重するようになる。個人は、集団の共存に紛争の平和的解決が必要であると「解釈」する⁴³。しかし、社会不安から個人が動揺し、社会が解体し始めると、国家が、個人を「情緒・超越」的に「統合」し、すべての個人に、国家のパワーを追求させる。同時に、彼らに、国家のパワーと自己のパワーを同じと解釈させる。これがナショナリズムである⁴⁴。国際関係では、国家は、パワーによって定義された国益を追求するが、そのうち国家間で均衡が生じる⁴⁵。各国は、国家の安全を国益と「解釈」して、勢力均衡システムを確立する⁴⁶。モーゲンソーは、このシステムを維持するためには、外交官 (diplomat) の政治手腕が不可欠であるという。そこに、彼は、新たな合理性が働くことを期待している⁴⁷。国際機構は、国家にパワー追求の場を「設定」するものである。

39. Morgenthau, *Scientific Man Vs. Power Politics*, p.9, p.168, pp.192-4, Morgenthau, *Politics among Nations*, p.25.

40. *Ibid.*, pp.156-7, p.192. 彼は、情感に支配された行動は、ハムレットのように、不合理な力に屈するか、象牙の塔の学者のように自己の世界に閉じこもるという。彼の情感に対する評価は高くない。もっとも、小規模で、人的関係の強い集団においては、その評価も異なるのではないか。

41. Morgenthau, *Scientific Man Vs. Power Politics*, p.164.

42. *Ibid.*, p.10, pp.154-7, p.164, p.192, p.202, pp.207-8.

43. Morgenthau, *Politics among Nations*, pp.484-6.

44. *Ibid.*, pp.98-102.

45. この均衡は、ウォルツ流のアナーキーな構造から生じる勢力均衡である。モーゲンソーは、勢力均衡として、①政策としての均衡、②事実としての均衡、③パワーの均等に近い分布としての均衡、④すべてのパワーの分布としての均衡の四つの意味をあげている。*Ibid.*, p.161.

46. これは、政策としての勢力均衡である。*Ibid.*, p.196. ウェストファリア条約による国家間システムは、その例である。勢力均衡について *Ibid.*, p.161, pp.172-93, p.196, pp.211-215.

47. *Ibid.*, p.241, p.528.

モーゲンソーのパワー論から、彼の平和論を組み立てると、諸国の外交官が国家の安全をパワーによって定義された国益と解釈する場合、勢力均衡システムによって、平和は維持される。このとき、外交官は、相手国が「民主制」国家であるから、戦争の決定が遅くなることを考慮したとしても、それは、国家の安全の可能性についての「解釈」であって、平和的解決の可能性についての「解釈」ではない。しかし、外交官が、国家の安全だけでなく、紛争の平和的解決もまた国益と「解釈」する場合には、彼らは、「民主制」国家となれば平和的解決も可能であると「解釈」をすることもありうる。しかし、外交官が「新たな合理性」を発揮できれば、すなわち、彼らが「情緒・超越」的性質と「解釈・調和」的性質を適度に働かせることができれば、平和的解決についての解釈は、社会的経験にもとづいた広範かつ複雑なものになるだけでなく、パワーの均衡を考慮しつつも、大国だけでなく、弱小国、または個人の安全にも配慮した、奥の深いものになるかもしれない。同様に、外交官が、法的自由・平等を重視した「解釈」をとる場合でも、彼らは、自由主義国家が、法的自由・平等を保障しているので正しいという形式的な解釈をしないで、現実には照らして、自由主義原則を具体的かつ柔軟に適用していくものと思われる。しかし、その内容は、ドイルの主張するような覇権国のリーダーシップの強調、および、世界市場経済の維持・促進に限定されるものではないであろう。

しかし、モーゲンソーにとって、「新たな合理性」は、単なる外交官の思慮分別だけを意味するものではない。彼は、個人についても、この合理性が作用する余地を認めている。すなわち、それは、個人が「情緒・超越」的性質と「解釈・調和」的性質を適度に働かせて、共通のニーズを尊重するようになることである。モーゲンソーは、後述するミトラニー (David Mitrany) の “Working Peace System” の序章で、ミトラニーの主張を引用して、国際機関が、国境に関わりなく、世界中の民族を援助すれば、その機関の存在と活動という事実自体によって、利益、価値、行動の共同体を作ることができる。最終的には、このような機関が十分増加し、地球の大半の人々の最も重要なニーズを提供するならば、このような制度とそれを機関とする国際共同体に対する忠誠が、国家とその制度に対する忠誠に取って代わることになると述べている⁴⁸。この場合、国家、国際機構は、国際共同体の「執行」機関であろう。

モーゲンソーの思想にもとづく平和論は、ミトラニーと共通するので、この点の議論は、ミトラニーの平和論に譲ることにする。

48. David Mitrany, *A Working Peace System*, Chicago: Quadrangle Books, 1966, p.11.

2. ウォルツ、ギルピン、コヘイン（新現実主義）

① ウォルツ⁴⁹の構造主義

ウォルツは、システム論的なアプローチをとっている⁵⁰。システムは、構成単位（units）と構造（structure）⁵¹ から成り立っている。ここで、構造（「システムの構造」）とは、構成単位からその属性と単位間の関係を除外したもの、つまり、構成単位の配置（arrangement）である。政治的構造（political structure）は、（1）構造の配列原則、（2）構成単位の性格、（3）相対的能力の分布⁵²から成り立っている⁵³。構造レベルの力と構成単位レベル（構成単位の属性と単位間の関係）の力が、相互に作用する。構成単位が、そのシステムの主要な主体である。主体の性質は、「利己・合理」的である。しかし、そ

の目的は、構造によって特定されて、主体の意図しない目的に導かれる⁵⁴。主体は、構造の意図する目的を認識する必要はない。

国内では、構成単位は、政治エリートである。構造は、（1）ヒラキ、（2）機能分化、（3）能力による分布である。この構造の中で、政治エリートは、パワーを追求し、高い地位を目指して権力闘争に参加する⁵⁵。国家は権力闘争の場を「設定」し、勝利者の意志を「執行」する制度である。国際関係では、構成単位は大国である⁵⁶。構造は、（1）アナーキー、（2）機能の未分化、（3）能力による分布である。この構造の中で、大国の利益は生存であり、彼らは生存競争に参加する。その結果、勢力均衡が生じる⁵⁷。国際機構は生存競争の場を「設定」し、勝利国の意志を「執行」する制度である。構造は、構成単位の数によって、変化するもので、単極、二極、または、多極である。

この構造的な力に対して、構成単位である大国は、より安定した生存を求める。ウォルツは、国際関係が最も安定するのは、二極体

49. Kenneth N. Waltz, *Theory of International Politics*, Reading: Addison-Wesley, 1979, 日本でのウォルツに関連した研究について、角南治彦「K. N. ウォルツの国際構造論に関する一考察—国家・システム関係の再定式化のために—」日本国際政治学会編『国際政治』第106号「システム変動期の国際協調」1994年5月、56-70頁、末内啓子「リアリズムとネオリアリズムの国家中心モデル—理論と規範の関係の一考察—」日本国際政治学会編『国際政治』第101号「国家主権と国際関係論」1992年10月、90-105頁、中本義彦「現実主義理論の再検討—責任倫理の観点から—」日本国際政治学会編『国際政治』第99号「共産圏の崩壊と社会主義」1992年3月、168-186頁。

50. これに対して、還元主義的アプローチがある。これは、構成単位の属性と単位間の相互作用から、全体を知ることである。*Ibid.*, p.18.

51. ウォルツは、構造を、環境、状況、文脈といった曖昧で、多様なシステム概念の代わりになる有益な概念と捉えている。*Ibid.*, p.80., システムについて、*Ibid.*, p.18, p.40.

52. この意味で、モーゲンソーの人間の内面から生じるパワーへの欲望とは異なる。

53. *op. cit.*, p. 40, pp. 79-80, p. 82.

54. *Ibid.*, pp.73-4, pp.76-7, p.91, ウォルツは、つぎのようにいう。「構造は、行為者と機関を制約し、彼らの努力と目的が様々でも、共通の結果にいたるよう方向づける。」

55. *Ibid.*, pp.88-97, p.111.

56. *Ibid.*, p.73, ウォルツによると、大国の無関心、または、通信・交通の不便から、小国の間の相互作用が、大国のシステム形成から離れている場合に限り、この理論は、この小国間にもあてはまる。

57. これは、政策としてではなく、事実としての勢力均衡である。モーゲンソーは、構造による勢力均衡の効果を評価しておらず、共通の利益がなければならないとしていた。また、彼のパワー概念からすると、構造によって、パワーをとて抑制できない考えたのかもしれない。国際関係について *Ibid.*, pp.88-97, p.105.

制であるという。彼によると、多極構造では、構成単位の数が多く、構造も明確でないから、構成単位の誤算が多いのに対して、二極構造では、構成単位が、構造を認識しやすく、予測可能で制御しやすい⁵⁸。彼の合理的判断は、科学的明確性を基準にしているようである。

ウォルツの平和論は、二極体制によって、大国の生存を維持することである。従って、これは、本来的に国内体制とは関係ない。このシステムの下で、自由主義国家ないし「民主制」国家が、同じ体制の国家間では平和的であると主張しても、それは、生存競争を正当化する大国のイデオロギーにすぎないことになる。

② ギルピン⁵⁹の覇権安定論

ギルピンも、ウォルツと同様に、システム的なアプローチをとっている。しかし、ウォルツが生存を重視していたのに対して、彼は、富を重視している。これは、軍事的、経済的、技術的变化によって、経済的能力が軍事的能力に変わりうるからである⁶⁰。国内では、中心となる主体は、政治・経済エリートであり、彼らは、富を追求する。国家は、彼らに財産

58. *Ibid.*, p.172.

59. Robert Gilpin, *War and Change in World Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1981, 日本でのギルピンに関連した研究について、村上泰亮「覇権安定性の理論—経済的自由主義とナショナリズムの折衷」村上泰亮『反古典的政治経済学（上）進歩史観の黄昏』中央公論社、1994年、143-192頁、御巫由美子「覇権衰退期における協調—覇権安定の理論への挑戦—」日本国際政治学会編『国際政治』第82号、「世界システム論」1986年5月。

60. *Ibid.*, pp.25-7, pp.52-3, pp.86-8, pp.96-7. ギルピンは、社会的変化が、主体の目的に影響を与えることを考慮している。

権を保障して、彼らを「情緒・超越」的に国富という目的に「統合」する。しかし、この国家の活動は、国際システムからみれば、構成単位としての活動なのである。この点で、国内システム⁶¹と国際システムが一つのシステムとして連関している。国際関係では、大国が中心である。国家システムは、ある支配の形態にしたがった一定の相互作用で統合された多様の実体の集合である。それは、(1) 国家間のパワー構造、(2) 威信のヒラキ、(3) ルールから成り立っている⁶²。この支配形態は、主として、パワー構造によって決定される⁶³。しかし、ある支配の形態（威信、ルール）にしたがっている以上、国際システムは、国家によって認識されている。システムを認識すると、そこにシステムに対する支配、挑戦の契機が生じる。

このような構造の力に対して、構成単位である国家は、国際システムを支配しようとする。ギルピンは、単極構造が最も安定しているという。覇権国は、市場経済を発展させて、世界市場経済を防衛する。他の国家は、この国に挑戦するコストの大きさから、そのリーダー・シップを受け入れる。この点で、ギルピンの合理性の判断基準は、利得の明確性である⁶⁴。しかし、覇権国もやがて、経済成長の鈍化、公共財の莫大なコスト、財政危機に

61. 国内システムは、(1) 国内の集団間のパワー分布にもとづく政府 (2) 権威 (3) 財産権 (4) 法 (5) 国内経済からなりたっている。*Ibid.*, p.16, pp.96-7.

62. *Ibid.*, pp.26-37.

63. *Ibid.*, p.x, pp.23-5, p.50, p.95, pp.67-8.

64. *Ibid.*, p.92-3.

よって、政治的、経済的に衰退する。このために、実際のパワーと威信・ルールとの間に不一致が生じるようになる。この不一致を解消するために、覇権戦争が生じて、新たな覇権国が国際システムを支配する⁶⁵。国際機構は、覇権国の意志を「執行」する制度である。

ギルピンの平和論は、覇権国が国際システムを支配することである（たとえ、覇権国が、双方とも同じ体制であるから、戦争をしないと主張しても、それは、覇権国の支配を正当化するイデオロギーということになる）。しかし、彼は、この結論をそのまま肯定しないで、国際システムの力に抗するために、国家（政治指導者）の「解釈・調和的」性質に期待する。彼によると、平和的变化⁶⁶には価値と利益の共有が必要である（英国から米国への覇権の継承はその例である）。政治指導者は、歴史的経験、または、自己の政治手腕の結果から、啓蒙的に自国の目的を「解釈」し、協力的な態度をとることを学習する⁶⁷。こうして、ギルピンは、後述するコヘイン、ハースの説に近づいていく。そこで、政治指導者が、平和的解決、または法的自由・平等を重視した「解釈」をとれば、その解釈は、ラセット説、または、ドイル説と類似したものになるであろう。しかし、歴史的経験、ないし、社会的経験にもとづく「解釈」は、ドイル説、ラセット説の「解釈」より広いであろう。但し、歴史的経験にもとづく「解釈」は、個々の具体的な経験、弱小国や個人の目的を軽視

する傾向がある⁶⁸。

③ コヘイン⁶⁹のレジーム論

コヘインもシステムのなアプローチから始める。彼は、ギルピンを敷衍して、国家は、パワーを追求し⁷⁰、国家システムの支配形態は、国際システムのパワー構造によって、決められてきたという。しかし、複合的相互依存（complex interdependence）⁷¹ という社会的変化によって、この図式が必ずしも当てはまらなくなったという。複合的相互依存とは、（1）軍事力の意義が低下したこと、（2）そのため、外交問題の間に序列が存在しなくなったこと、（2）種々雑他の外交問題に対応して、国家間の交流の経路が多様化したことである。その結果、軍事力を中心とするパワー構造だけでなく、個別の問題領域の交渉能力によっ

68. *Ibid.*, pp.226-7, ギルピンは、政治的現実主義を、科学と理性によって人間が運命を支配する信念にもとづく、と捉えており、モーゲンソーの近代科学批判とは相容れない。その意味で、彼の利益の啓蒙的な再定義は、近代科学の延長でしかない。

69. Robert O. Keohane, *After Hegemony*, Princeton: Princeton University Press, 1984, Robert O. Keohane, *International Institutions and State Power*, Boulder: Westview Press 1989, Robert O. Keohane, Joseph S. Nye, *Power and Interdependence*, Boston: Little, Brown and Company, 1977, 日本でのコヘインに関連した研究について、都留康子「深海海底開発の新局面—再生するレジーム—」上智大学国際関係研究所『国際学論集』第34号、1994年7月、都留康子「アメリカ海洋法政策の現状—深海低開発に関する『実施協定』をめぐる—」上智大学国際関係研究所『国際学論集』第36号、1995年7月。

70. Keohane, *After Hegemony*, p.14, p.22, p.29, Keohane, *International Institutions and State Power*, p.62.

71. Keohane, Nye, *Power and Interdependence*, pp.24-9.

65. *Ibid.*, pp.14-5, p.157, p.187.

66. *Ibid.*, p.209, pp.226-7.

67. *Ibid.*, pp.226-7.

ても、外交問題が決定されるようになった。国家は、問題領域ごとに様々な構造の中で行動することが可能になる。その反面で、国際システムのパワー構造によって、追求すべき目的が特定されず、国家の合理的判断も困難になる。そこで、国家は、各問題領域のルール作りに参加するようになる。国家は、学習によって、利益を先見的に定義しなおし、共通の利益に達していく。その際、政治指導者が歴史的視野をもつことが重要であるという⁷²。これは、国家に「解釈・調和」の性質を認めたものである。こうして、国家間にレジームが形成される。レジーム (regime) とは、「国際社会における様々な行為主体の期待が収斂する、明示あるいは黙示の原則、規範、ルールならびに政策決定手続の総体」⁷³である。国際レジームは、また国家に情報を提供し、複雑な取引のコストを軽減してくれる。しかし、国家は、このような単に解釈的・調和的な見地からのみレジームを形成するわけではない。相手国の立場に感情移入した行動様式も存在する。これは、レジームが道義的義務をもちうること、あるいは、相互主義を徹底しない見返りのない援助に表れている⁷⁴。

コヘインは、個人について明らかにしてい

ない。しかし、彼が、ギルピンを参考に行っていることから、次のように理解される。国内では、個人ないし集団は、国内システムによって、自己の目的を追求する。国家は、「情緒・超越」的に、彼らの様々な目的を国家の目的に「統合」する。しかし、国内システムは、レジームのサブシステムである。国際関係では、複合的相互依存の状況の下で、国家の「統合」機能が弱くなって、国家だけでなく、個人（官僚、政治家）、集団（特に、多国籍企業）、国際機構が、直接、レジームによって、その目的を追求する。また、彼らの中で、力のあるものは、歴史的視野に照らして、自己の目的を「解釈」し、共通の目的をレジームに反映させる。この場合、国際機構は、通常、レジームの形成の場を「設定」する制度となろう。しかし、国際機構以外の主体が、自己の目的を「解釈」してレジームを形成できないときには、国際機構は、彼らの「解釈」を促進して「統合」し、レジームを形成する。さらに、各主体は、「情緒・超越」的に、他国、または、国際社会のためにレジームを形成することもある。

コヘインの平和論は、安全保障レジームによるものである。すなわち、軍事的大国（複数）が、歴史的視野に立って、自己の目的を「解釈」し、共通の目的をレジームに反映させる。軍事的弱小国（複数）は、このレジームに合わせて、自国の安全を追求する。このレジームの目的に、法的自由・平等、または平和的解決が考慮されるならば、そのレジームは、ドイル説の平和連合に近づくか、また

72. Keohane, *After Hegemony*, p.13, p.78, p.132, Keohane, *International Institutions and State Power*, p.169.

73. Keohane, *After Hegemony*, p.57, p.89, p.92, Keohane, *International Institutions and State Power*, p.63.

74. Keohane, *After Hegemony*, p.14, p.57, pp.120-131. 但し、この説明は、利己的・合理的性質による説明と区別がつかないことがあるため、比較的狭い範囲に限定されるという。

は、ラセット説を発展させた議論となるであろう（もっとも、歴史的視野にもとづく「解釈」、あるいは様々なアクターによる「解釈」は、ドイル説、ラセット説の「解釈」よりも、広いであろう）。しかし、レジームの目的に、法的自由・平等、または平和的解決が考慮されないにもかかわらず、軍事的大国（複数）が、同じ体制だから戦争をしないと主張すれば、その主張は、安全保障レジームを正当化するための大国のイデオロギーということになる。なお、上述したいずれの場合も、弱小国、個人の安全が軽視される。

また、彼の立場からすると、主体が、「情緒・超越」的に、世界の平和を追求する場合には、世界平和レジームが形成される可能性がある。この立場は、ラセットとドイルの両説よりも、モーゲンソーやミトラニーの説に近づくことになるだろう。

3. ミトラニー、ハース（統合論）

① ミトラニー⁷⁵（機能主義）

機能主義とは、ある特定の問題領域で国家間協力を推進することにより国際平和を可能ならしめるものである。ミトラニーは、国家から特定の活動への主権の移譲の必要性を説く⁷⁶。特定の活動とは、共通のニーズと社会的安全を追求することである。今日のような

社会的変化の激しい時代には、個人のニーズも目まぐるしく変化する⁷⁷。しかし、連邦主義のいう法的権利では、これらの具体的ニーズは保障されない⁷⁸。このニーズを実現するために、新しい国際システムが必要になる。このシステムは、変化に対する適応能力を有し、可能な限り共通のニーズを考慮するものである。しかし、世界的結合体（glogal unity）を展望するものではない⁷⁹。すなわち、このシステムでは、共通のニーズは、ニーズと活動の性質、条件、必要性に応じて、具体的に選択され、個別に組織される⁸⁰。様々な機能的機関の結合については、同じ機能集団から始まって、いくつかの機能的主体間の協調、および、執行機関と計画機関への分離・協調へと段階を経ていく。しかし、包括的な政治的権威は、最重要かつ真に直接的なニーズにとっては、必要なものではない⁸¹。国家と国際機構は、このシステムの執行機関である⁸²。

ミトラニーによると、個人は、「情緒・超越」的に、共通のニーズを尊重しようとする。しかし、共通のニーズといっても、現実には、各ニーズ間の調整が必要になる。そこで、個人は、各ニーズを「解釈」して、機能的に「調和」していく。しかし、個人は決して国家または国際機構に「統合」されることはない。「解釈」によって、個人のニーズが集団の利益の中に消失してしまうからである。そ

75. David Mitrany, *A Working Peace System*, Chicago:Quadrangle Books,1966、日本でのミトラニーに関連した研究について、最上敏樹著『国際機構論』東京大学出版会、1996年、262-6頁、城山英明著『国際行政の構造』東京大学出版会、1997年、13-8頁。

76. Mitrany, *Ibid.*, p.27, p.31.

77. *Ibid.*, p.32.

78. *Ibid.*, pp.36-54.

79. *Ibid.*, p.39.

80. *Ibid.*, pp.68-73

81. *Ibid.*, p.75.

82. *Ibid.*, p.28.

ここで、あくまで、個人のニーズが充足されるように、「解釈・調和」的性質を一定にとどめることが必要になる。また、共通のニーズは、複雑かつ具体的で、絶えず変化する。従って、常に、「情緒・超越」的性質を働かせて、新たなニーズの実現を追求していかなければならない。このように、ミトラニーは、単に、「情緒・超越」的性質、および「解釈・調和」的性質を認めているだけでなく、これらの性質を調整する性質の存在も示唆している⁸³。それは、モーゲンソーの新たな合理性と類似するものである。

ミトラニーの平和論は、個人の共通のニーズを保障することによって、貧困・病気・災害・飢餓、等の戦争の根本原因を除去し、社会的安全を確保することである。ミトラニーによると、「民主制」国家が平和的解決をおこなっても、あるいは、自由主義国家が個人に法的自由・平等を保障しても、具体的なニーズは充足されないであろう。ミトラニーは、DP論について次のように批判している。どのような新しい国際システムでも、共同生活の政治を調整しようとする、システム全体にイデオロギーの諸問題が注入されてしまう。しかし、明確なニーズは、イデオロギーを不要とする。共通の分野を広げることによって、民主的プロセスも充足されることになる⁸⁴。モーゲンソーもまた、法的自由・平等を保障する民主国家であったとしても、それは、政

府と科学エリートの支配の道具であり、民衆の政治参加の余地は少ないという⁸⁵。モーゲンソーは、法的自由・平等の中に、科学主義の臭いを嗅ぎ取っている。

② ハース⁸⁶（新機能主義）

ハースも、機能主義から出発しているが、ミトラニーと異なって、統合を重視し、これに特別な意味を持たせている。ハースの「統合 (integration)」とは、ある具体的な国際システムと、漠然と識別できる将来の国際システムとを結びつける過程である⁸⁷。すなわち、現在の国際システムにおいて、個人のニーズが保障される過程が、超国家性 (supernationality) という将来の国際システムにいたるといふ。この発展に責任のある

85. H・モーゲンソー著、神谷不二監訳『人間にとって科学とは何か』講談社現代新書、講談社、1974年、114頁。

86. ハースの著作は多いので、本論では、主に、ミトラニーとの対比の意味から、機能主義と国際機構を取り扱った Ernst B. Haas, *Beyond the Nation-State*, Stanford, California: Stanford University Press, 1964, をもとにし、必要に応じて、地域統合を取り扱った Ernst B. Haas, *The Uniting of Europe*, Stanford: Stanford University Press, 1958, および、国際機構における決定過程を取り扱った Ernst B. Haas, *When Knowledge Is Power*, Berkeley: University of California Press, 1990, を適宜参照した。アーンスト・B・ハース、嶺山道雄訳「進歩とは何か—国際組織研究の足跡」日本国際政治学会編『国際政治』第76号「国際組織と体制変化」1994年5月、11-46頁。日本でのハースに関連した研究について、最上敏樹著『国際機構論』東京大学出版会、1996年、266-272頁、城山英明著『国際行政の構造』東京大学出版会、1997年、69-75頁、88頁。

87. Haas, *Beyond the Nation-State*, p.29. これは、ハースの地域統合論の応用である。しかし、国際機構については、地域統合のように、政治共同体、超国家性の概念を明らかにしていない。Haas, *The Uniting of Europe*, p.5, p.59.

83. 最上敏樹は、「ミトラニーの理論を不定型な協力に踏みとどまる」と表現している。最上、前掲書、263頁。

84. *Ibid.*, pp.48-50.

アクターが、このような目的のために意図して働かなかったとしても、この意味の統合が生じる⁸⁸。このように、ハースはシステム論的なアプローチをとる。しかし、彼のシステム論は、ウォルツのような静的かつ限定的なものでなく、環境との相互作用を繰り返しながら、意図しなくてもある目的に導くものである⁸⁹。では、いかなる条件のもとで、共通のニーズの保障が超国家性に結びつくのか。ハースは、二つの場合を提示する。一つは、国家が、産業化と民主化に関連した多元主義(pluralism)を尊重して、国際機構に対して様々な利益の実現を要求することである⁹⁰。他の一つは、国際機構において、国家が「学習(learning)」することである。「学習」とは、過去の国際機構の仕事の結果から、国際機構の有効性を認識して、利益の実現を期待するようになることである⁹¹。

ハースが統合を重視するのは、ハースの共通のニーズの捉え方が、ミトラニーの捉え方と異なるからである。ミトラニーによれば、個人が「情緒・超越」的に、共通のニーズを認識するので、共通のニーズはアクター間で自明なものである。しかし、ハースによれば、上述した多元主義が条件となる場合には、個人は、「情緒・超越」的に集団の共存を尊重

する。アクター間に存在するのは、各集団の利益であって共通のニーズではない。そこで、集団は、自己の利益を「解釈」して他の利益と「調和」させる。このように、集団間の利益が調整されてはじめて共通のニーズが形成されるとする。その際、共通のニーズであることを決定する正当な手続きが必要になるが、この手続きを保障するのが国家ないし国際機構なのである。また、学習が条件となる場合には、国家は、自国の利益を「解釈」して、他国の利益と調整をはかる。しかし、国家は、自国の利益を「解釈」して、利益の調和をはかっても、状況の変化によって、再び自国の利益を「解釈」しなければならない。また、国家が、自国の利益を「解釈」をすればするほど、異質な国家との関係も増大する。このような結果、国家間の「解釈」だけでは利益を調整できなくなって、国際機構が「解釈」を促進することを求められるようになる。こうして、次第に、超国家性が実現される⁹²。しかし、ハースの議論では、ミトラニーの議論と異なって、主体が「解釈」を調整したり、複雑な現実に対して、常に「情緒・超越」的性質を働かせることはない⁹³。そのため、個

88. *Ibid.*, p.29, p.35.

89. *Ibid.*, pp.69-76, ハースによると、システム論は、重要な繰り返し生じる事件をまとめて、分類する重要な抽象物を基礎にした投影的思考を促進するときのみ有効であるとする。

90. *Ibid.*, pp.447-58. ここでの多元主義は、地域統合のような制度化されたポスト・産業化ないし資本主義的多元主義ではない。

91. *Ibid.*, pp.48.

92. しかし、ハースは、国際機構をとりまく非対称の不均質な環境においては、統合は生じにくいとして、レジームにおける国際機構の役割という観点から、その意志決定過程を後に分析している。ハース、前掲論文、21頁。

93. しかし、後に、ハースは、国際機構の決定過程を適応と学習に分けている。この学習は、本論のように、統合と関連させた概念でない。それは、主体の手段だけでなく、目的、さらには空間・時間概念にいたる、ダイナミックな価値転換を意味する。こうして、ハースは、ミトラニーやモーゲンソー考え方と近づくものと思われる。Haas, *When Knowledge Is Power*, pp.192-3, ハース、前掲論文、33頁。

人の利益が集団の利益に隠れてしまう。また、利益についての「解釈」が繰り返されればされるほど、ニーズの内容は抽象化し、主体の「利己・合理」的性質は抑制されなくなる。この場合、見かけ上、国際機構の「統合」的機能は増すが、逆に「執行」的機能は働かなくなる危険がある⁹⁴。

ハースの平和論は、主体、特に、集団および国家が、自己の利益を解釈して、他の利益と調和させることによって、あるいは、国際機関が、主体の「解釈」を促進して、「統合」することによって、平和を確立するものである。国家が、平和的解決、または法的自由・平等を重視して「解釈」するならば、その「解釈」は、ラセット説、またはドイル説に近づくことになる（しかし、ハースの説では、国際機構によって、国家の「解釈の幅」は、ラセット説、ドイル説よりも広いであろう）。なお、この場合も、弱小国、個人の安全は、捨象されやすい。

結びにかえて

DP 論の研究においては、DP 論に理論的根拠を異にする説（自由主義を根拠とするドイル説と「民主制」を根拠とするラセット説）が存在するので、この二つの説を明確に区別することが肝要である。ドイルによると、自由主義国家間では、平和連合が形成され、経済的相互依存による国家間の協調が促進され

る。平和連合の根拠は、自由主義国家が、法的自由・平等を保障する国家を正しいとみなすことに求められる。他方で、自由主義国家は、法的自由・平等を保障しない国家は正しくないといふので、自由主義国家は、非自由主義国家に対する聖戦・干渉を正当化する傾向があることになる。ラセットによると、国際関係において、「民主制」国家は、平和的解決を求めて、「民主制」国家となれば平和的解決が可能であると「解釈」する。「民主制」の解釈の可能性についての根拠は、①戦争の決定を遅らせる制度、②自国と同じ民主制への信頼、③国際関係における評判・イメージの考慮である。

国際政治理論から DP 論と関連づけてみると、第一に、コヘインのレジーム論、ハースの新機能主義では、国家（政治指導者）は、歴史的経験にもとづいて、自国の目的と他国の目的を「解釈」して、共通の目的を達成するという。これと同様の立場なのが、聖戦・干渉を回避することは、自由主義原則に反しないというドイルの「解釈」であり、また、国際関係における「民主制」のイメージないし評判を考慮するラセットの「解釈」である。第二に、モーゲンソーのパワー論では、ドイル、ラセット両説と比べると、現実に合わせて外交官の「解釈」の幅が広がるだけでなく、その目的、つまり「超越」の程度も柔軟に変化し、パワーの均衡も考慮されることになる。第三に、ミトラニーの機能主義では、個人が社会の共通のニーズを尊重し、追求するといわれる。ドイル説では、個人が法的自由・平

94. 最上敏樹は、「加盟国の異質性ゆえに機構の決議の実効性も不確定になるということも起こりうるだろう。」と指摘している。最上、前掲書、178頁。

等の保障を尊重し、ラセット説では、個人が多数の集団を尊重するので、ミトラニーの立場と異なるようにみえるが、個人の「情緒・超越」的性質の作用を認めている点では三説は同じである。第四に、最も関連のうすい理論は、ウォルツの構造論、ギルピンの覇権安定論である。これらの説では、「システムの構造」によって、平和が実現されるという。

DP 論には、次のような特徴と問題点がある。ラセット説によると、「民主制」国家は、「解釈」しだいで現実に柔軟に対処できる。しかし、この説では、第一に、国家が「解釈」して利益を「調和」させる条件が明示されていないし、パワーも考慮されていない。このため、平和的解決、および「民主制」の解釈が、強者の恣意的な「解釈」になる恐れがある。第二に、個人の利益から議論が始まったのに、個人が、自己の利益について「解釈」を繰り返すと、集団の利益が個人の利益に取って代わり、個人が集団に埋没する危険がある。第三に、国家の意思決定は、非常に複雑なものであるから、平和的解決の慣行は、容易に外交政策に反映しない。

ドイル説では、ラセット説と異なって、個人は、法的自由・平等を尊重するので、この意味での個人が集団に埋没することはない。しかし、この説では、第一に、自由主義国家は、個人を「情緒・超越」的に「統合」しているため、自由主義国家自体が、道義的性格を帯び、神聖化される危険がある。従って、自由主義国家の「解釈」は、ドイルが主張するほど柔軟なものではない。第二に、法的自

由・平等を享受する人間は、抽象的人間をモデルとして想定されている。従って、複雑で変化に富む具体的な個人のニーズ、および道義的自由・平等は、十分に保障されない。それどころか、第三に、法的自由・平等の保障によって、実際には、科学が信奉され、経済的活動がもっぱら奨励される。その結果、個人間、および国家間に経済的格差が生じ、環境は破壊され、人間の生命は科学にもてあそばれる。これらの問題は、自由主義国家の存立の基盤を脅かすものである。

そこで、国際政治理論を用いて、DP 論の問題点のいくつかを解消する方向を模索すると、ラセット説については、「解釈」の恣意性を減らすために、コヘイン、ハース説のように、集団および国家の「解釈・調和」する条件（大国であること、国際機構の存在など）を特定するか、モーゲンソー説のように、パワーの均衡をはかりながら、政治指導者の現実的かつ先見的な「超越」と「解釈」に頼ることが考えられる。ドイル説についてみると、コヘイン、ハース、モーゲンソー説に倣って、政治指導者が、自由主義原則についての柔軟な「解釈」をおこなって、聖戦・干渉を避ける方向が考えられる。しかし、法的自由・平等の意味内容は限定的であり、自由主義国家自体が神聖化されるために、政治指導者は、この原則に拘束されて自己の政治手腕を発揮することが困難であろう。結局、自由主義国家の神聖化という危険は、ミトラニーのように、個人が「情緒・超越」的に共通のニーズを尊重し、共通のニーズを充足するシステム

がつくられることによって回避される。ミトラニー説はまた、他の問題点の克服についても、いくつかヒントを与えてくれる。すなわち、ニーズを基礎にした平和的解決では、個人が埋没することはないだろう。そこでは個人が主役なのである。個人が自らの経験にもとづいて具体的なニーズを考えることは、エリートと科学の行きすぎた支配を排除できる

契機になるかもしれない。但し、この立場では、個人の社会的安全、道義的自由・平等の実現が優先されるので、当面の国家間の平和の議論が取り残されることになる。

以上をまとめると、短期的には、国家間の平和のためにラセット説では、モーゲンソー説のように、パワーの均衡をはかりながら政治指導者の良識に頼ることになるであろう。

第1表 ドイル説とラセット説の要点

	平和の根拠	平和の主体	主体の性質	主体の目的
ドイル	平和連合	自由主義国家	統合	法的自由・平等
		個人	情緒・超越	
ラセット	民主的制度 平和的解決規範	「民主制」国家	執行・設定	平和的解決
		集団	解釈・調和	

出所：筆者作成

第2表 二つのDP論と国際政治理論の相互比較

	ラセット	モーゲンソー	コヘイン	ハース	ウォルツ	ギルピン	ミトラニー	ドイル
国際関係の基本認識	「民主制」対「民主制」及び「民主制」対非「民主制」	パワー・ポリティクス	複合的相互依存	主権国家の分断性と国境を越える利益	国際システム	国際システム	主権国家の分断性と国境を越えるニーズ	自由主義対自由主義及び自由主義対非自由主義
平和の根拠	民主的制度と民主的規範	勢力均衡システム	レジームの形成	国際機構の自立	二極体制	覇権国の支配	社会的安全の保障	平和連合
平和の主体	「民主制」国家と集団	外交官	強力なアクター	超国家的国際機構	大国	覇権国	機能的国際機構と機能的国家と個人	自由主義国家と個人
主体の行動基準	平和的解決の解釈	国益の追求と良識	利益の解釈	利益の解釈	国家の生存の追求	国富の追求	共通ニーズの充足	法的自由・平等
理論の特徴長	柔軟性	柔軟性	柔軟性	柔軟性	明確性	明確性	平和的変化実質的平等	明確性
短所	曖昧性 個人の埋没	国家中心	強者中心	個人の埋没	過剰反応 大国中心	覇権戦争	国家間の平和無配慮	聖戦・干渉 科学主義 経済格差

出所：筆者作成

ドイル説では、自国の優位という意識は消えないが、やはり彼らの良識に期待するしかないであろう。しかし、長期的には、DP論は、個人の安全、道義的自由・平等まで理論の射程にいれなければならない。そうであれば、この理論は、ミトラニー説のように、個人が共通のニーズを尊重する方向に行かざるを得ないであろう。もっとも、それは、もはやDP論と呼べないものかもしれない。今後は、国家間の平和と個人の安全を両立させる問題を課題としなければならない⁹⁵。

95. ヘルド (David Held) の主張する世界市民的民主主義 (Cosmopolitan Democracy) を検討することも、一つの方向かもしれない。

Two Theories of Democratic Peace

Naomi NAGATA*

Abstract

This paper focuses on two types of democratic peace theory: (1) Bruce Russett's proposition based on democratic institutions, and (2) Michael Doyle's argument grounded on liberalism.

The first section deals with the definition, interrelationship, logical foundation of each theory, and the policies recommended from them.

The second section probes their theoretical construct, utilizing the framework deduced from Doyle's approach, which analyzes Kant's thought on the eternal peace in terms of man, the state, and international relations.

The third section investigates the relationship between democratic peace and international political theories (those of Hans J. Morgenthau, Kenneth N. Waltz, Robert Gilpin, Robert O. Koehane, David Mitrany, and Ernst B. Haas).

The paper concludes with a summary of the above discussions and the implications of Morgenthau's idea of prudence and Mitrany's proposition of functionalism for the democratic peace theories.

*Graduate Student, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.